

農業者の新たな取り組みを応援します



### 農畜産物の生産から加工・販売までの活動を支援

市は、市内の農業者を支援する「6次産業化等推進事業補助金」の募集を開始します。市内で生産された農畜産物から新たな加工品を開発し、その加工から販売までを行う取り組みなどに対して補助するものです。農業者だけで行う事業や、農業者と商工業者が連携して行う事業が対象。これまで、加工施設を整備し、果物や野菜、乳の加工品の開発などが行われています。昨年度も、キュウリを使ったつくだ煮や、梅とハーブを練り込んだチョコレートなどの新商品が数多く誕生しました。

問い合わせは、農林課（☎321-1317）へ。

#### 対象となる取り組み

- 市内で生産される農畜産物を活用して新しい加工品を開発し、原材料となる農畜産物の生産から加工・販売までを行う取り組み
- 市内で生産される農畜産物のブランド化を確立するための取り組み

#### 対象となる人

- 市内に住民登録があり、市内で農業を営む個人
- 市内に所在を置く農業法人
- 構成員の過半数が市内に住民登録のある農業者で構成される団体

#### 補助金額

- ハード事業＝補助対象となる経費の5分の4以内



◀梅を加工する作業所を整備



パンフレットや商品を入れる箱なども対象

（上限 1,000 万円） ●ソフト事業＝定額（上限 200 万円）

#### 申請は 4 月 28 日まで。事前の相談が必要

申請期間は、4 月 28 日(木)までです。事業内容や計画の分かる資料を用意して、事前に農林課へ相談してください。

荒廃農地を活用し規模の拡大を目指す農業者に

### 農地再生推進事業補助金で支援します



市は、市内の荒廃農地を活用し規模の拡大を目指す農業者を「農地再生推進事業補助金」で支援しています。荒廃農地とは、耕作されずに荒れてしまい、農作物の栽培ができない農地のことをいいます。同補助金

は、荒廃農地を解消し、今後も農地として確保・活用してもらうことが目的です。

対象は、荒廃農地を活用し、田畑や果樹園の規模拡大を目指す農業者です。農業者が昨年度以降に借りたか取得した農地が対象で、もともと所有している農地は対象になりません。対象となる経費は、農地を使用するために、木の伐採や根の除去、草の撤去、地下茎の除去などにかかる費用です。荒廃農地の状態や農地の使用用途などにより、補助額が異なります。また、農地の整備後に行う、肥料の購入や生産のための設備・機械の導入などへの補助もあります。

補助を受けるには、事前に農林課（☎321-1317）に相談してください。補助額などについて詳しくは、同課に問い合わせてください。



重機で木の伐採から整地までを行った果樹園



## 保育所（園）・認定こども園 入所の申し込みを通年で受け付けています

市は、保育所の入所の不安を解消するため、申し込みを通年で受け付け、入所の可否を原則2週間で回答しています。  
今月号では、4月以降の入所の申し込み方法などをお知らせします。  
問い合わせは、相談専用電話（☎321・0111）か保育課（☎321・1246）へ。

#### 通年で申し込みを受け付け 原則2週間で結果を通知

市は、保育所（園）・認定こども園（保育部分）の入所申し込みを、年間を通じていつでも受け付けています。申し込みは毎月20日で区切り、入所の可否を原則2週間で回答します。

申し込みから回答までの時間を短縮することで、保育所が決まるまでの保護者の不安を解消します。  
**預け始める日が決まっている場合**

予約申し込みができます。対象は、育児休業から復職する日や就職する日が決まっている人、転勤で本市に転入する日が決まっている人などです。妊娠中の人は、出産前

も申し込みが可能。母子健康手帳の交付を受けてから、申し込みください。

特定の保育所に多数の申し込みがあった場合は、保護者の就労状況などを考慮し、必要性の高い人から順次入所を決定します。希望する人には、空きのある保育所を紹介いたします。

#### 預け始める日が決まっていない場合

これから就職活動を始めると、就職や復職の日が決まっていない場合も申し込みができます。就職が決まっている人などから入所を決定するため、就職活動中など保護者の状況によっては、すぐに入所が決まらない場合があります。希望する人には、空きのある保育所を紹介いたします。

#### 入所を希望する人は まずはご相談ください

入所したい月が決まったときや、家庭や仕事の事情で急な入所が必要になったときは、まずは相談専用電話か保育課、各支所市民福祉課に相談してください。申し込み方法は、市ホームページでも確認できます。

#### 育休中の入所や 兄・姉の継続入所も可能

保護者の育児休業期間にかかわらず、育児対象児童の入所の申し込みができます。また、1年以上の育休を取得する場合でも、育児対象児童の兄・姉の継続入所が可能。退所の必要はありません。

市ホームページ

